

勝山市共同募金委員会ボランティア団体等活動助成公募要領

目 的 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体・グループや福祉団体が実施する事業を広く公募し、これを助成するため、助成の基準や手続きについて定める。

助成対象団体 勝山市内で活動する福祉団体やボランティア団体・グループ、当事者団体・グループ

対象事業 (1)地域住民を対象に、福祉活動への参加啓発・促進を目的とした研修会やイベントを開催する事業
(2)その他、地域福祉の推進を目的とした活動

*以下の事業は対象にしません

1. 他の補助金との重複や公的補填のある事業
2. 政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業や営利のために行う事業
3. 総会など団体の運営に要する経費や福祉を目的としない事業

助成額 1事業(団体・グループ)限度額10万円
(但し、事業費総額の80%以内とする)

対象事業期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日までに実施予定事業

対象条件 事業の実施にあたり、パンフレットその他資料等に「赤い羽根共同募金配分金事業」の助成を受けている旨の表記を行うものとする。

申請方法 所定の申請用紙に必要事項を記入し提出
* 事業終了後には、所定の報告書用紙に必要事項を記入し速やかに提出

募集期間 令和元年6月3日(月)～7月12日(金)

助成決定までの手順 助成団体は、本委員会の運営委員会にて審査を行い、決定後県共同募金会の理事会・評議員会にて承認を得ます。
本委員会が必要と認めた団体・グループは、プレゼンテーションによる審査を実施することもあります。
助成が決定した団体へは、令和元年8月中にお知らせいたします。